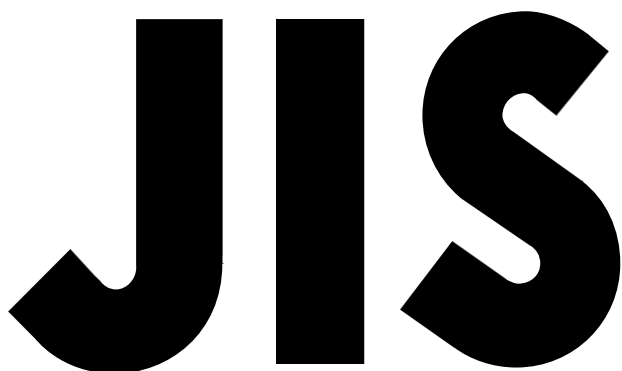




原油及び石油製品一窒素分の求め方

JIS K 2609 : 2022

(PAJ)

令和 4 年 5 月 20 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 化学・環境技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	千 葉 光 一	関西学院大学
(委員)	飯 塚 隆	公益社団法人自動車技術会
	上 野 博 子	一般財団法人化学物質評価研究機構
	上 野 祐 子	中央大学
	大 野 香 代	一般社団法人産業環境管理協会
	小 川 修	一般社団法人日本塗料工業会
	斉 藤 良	日本プラスチック工業連盟
	中 川 勝 博	一般社団法人日本分析機器工業会
	中 島 眞 理	一般社団法人日本ゴム工業会
	野 中 玲 子	一般社団法人日本化学工業協会
	花 村 美 保	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	林 英 男	地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター
	林 幸	国立大学法人東京工業大学
	保 倉 明 子	東京電機大学
	三 浦 安 史	石油連盟
	山 崎 初 美	主婦連合会
	山 田 美佐子	一般財団法人日本消費者協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 50.7.1 改正：令和 4.5.20

官 報 掲 載 日：令和 4.5.20

原 案 作 成 者：石油連盟

(〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-3-2 経団連会館 TEL 03-5218-2302)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 松橋 隆治)

審議専門委員会：化学・環境技術専門委員会 (委員長 千葉 光一)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 試験の原理	2
5 試薬	2
6 試験器	3
7 試料の採取方法及び調製方法	5
7.1 試料の採取調製	5
7.2 試料保存のときの採取方法	5
8 試験器の準備	5
9 検量線の作成方法	6
10 点検試験	7
11 試験の手順	7
12 計算方法	8
13 結果の表し方	8
14 精度	9
14.1 一般事項	9
14.2 室内併行精度	9
14.3 室間再現精度	9
15 試験結果の報告	9
附属書 A (規定) マクロケルダール法	10
附属書 B (参考) 微量電量滴定法	22
解 説	30

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、石油連盟 (PAJ) から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS K 2609:1998** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

原油及び石油製品—窒素分の求め方

Crude petroleum and petroleum products— Determination of nitrogen content

1 適用範囲

この規格は、原油及び石油製品中に含まれる窒素分を化学発光法によって定量する方法について規定する。ナフサ、灯油及び軽油の場合には 1 mg/kg 以上、原油、潤滑油及び重油の場合には質量分率 0.01 %以上の窒素分を含む試料について規定する。ただし、原油及び潤滑油には精度は適用しない。

なお、マクロケルダール法による定量は、**附属書 A** による。

注記 1 微量電量滴定法による窒素分の求め方は、**附属書 B** を参照。

注記 2 これらの試験方法は、窒素—窒素結合をもつ窒素化合物を含む添加剤入り試料の場合には、窒素分を正確に求めることができない場合がある。

警告 この規格は、危険な試薬、操作及び試験器を用いることがあるが、安全な使用方法を全てに規定しているわけではないので、この試験方法の使用者は、試験に先立って、適切な安全上及び健康上の禁止事項を決めておかなければならない。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS K 0512 水素

JIS K 0557 用水・排水の試験に用いる水

JIS K 1101 酸素

JIS K 1105 アルゴン

JIS K 2249-1 原油及び石油製品—密度の求め方—第 1 部：振動法

JIS K 2249-2 原油及び石油製品—密度の求め方—第 2 部：浮ひょう法

JIS K 2249-3 原油及び石油製品—密度の求め方—第 3 部：ピクノメータ法

JIS K 2249-4 原油及び石油製品—密度の求め方—第 4 部：密度・質量・容量換算表

JIS K 2251 原油及び石油製品—試料採取方法

JIS K 8005 容量分析用標準物質

JIS K 8012 亜鉛（試薬）

JIS K 8102 エタノール（95）（試薬）

JIS K 8228 過塩素酸マグネシウム（試薬）

JIS K 8279 キノリン（試薬）

JIS K 8383 スクロース（試薬）